

令和2年 第4回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和2年3月23日（月）

午後1時30分から

場 所：八千代市福祉センター2階第1会議室

八千代市選挙管理委員会

令和2年 第4回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午後1時30分	
2 開催場所	八千代市福祉センター2階第1会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員 江口修
	委員 内山仁	委員 廣川実
4 出席書記	局長 江波戸勝	次長 岡本浩
	主査 保田敦	主任主事 野口聖洋
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 投票区の分設について</p> <p>第2号 八千代市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>第3号 八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>第4号 八千代市選挙管理委員会表彰規程の制定について</p> <p>第5号 八千代市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>第6号 八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領の制定について</p>	
6 閉会時刻	午後3時10分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和2年第4回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、内山委員を指名します。</p> <p>議案第1号「投票区の分設について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「投票区の分設について」本市の投票区を次のとおり分設する。 令和2年3月23日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>緑が丘西地区の投票区見直しにつきましては、投票所までの距離の短縮等、有権者の利便性等を図ることとするため、緑が丘西3丁目から同8丁目の有権者を対象に、みどりが丘小学校体育館を新たな投票所とする、投票区の分設をいたしたいとするものです。 対象地域の自治会にも意見聴取を行ったところ、反対意見はございませんでした。 このことから、第21投票区の一部と第36投票区の一部を変更し、緑が丘西3丁目から同8丁目を対象に、第38投票区を分設いたしたいとするものです。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「投票区の分設について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第2号「八千代市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>

発言者	発 言 要 旨
局 長	<p>議案第2号「八千代市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程の制定について」八千代市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程を、次のように制定する。</p> <p>令和2年3月23日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>お手元に配布しております、議案第2号～5号参考資料の新旧対照表の1ページから3ページを併せてご覧ください。</p> <p>「目次」、および「第6章の章名」につきましては、平成31年に施行された公職選挙法の一部改正による、市議会議員選挙での選挙運動用ビラの頒布に対応するため、「八千代市長」選挙に限定している文言を削除するものです。</p> <p>「別表第1」につきましては、先ほどご審議いただき可決されました、議案第1号「投票区の分設について」に伴い、投票区域を改めるものです。</p> <p>「別表第2」は、農業委員会委員の選任方法が「市長の任命制」へと改正され、今後、同選挙を執行することが無くなったため、「八千代市農業委員会委員選挙第何選挙区選挙長」の項と、その印影を削除するものです。</p> <p>「第8号様式」と「第9号様式」につきましては、市議会議員選挙での選挙運動用ビラの頒布に対応するため、改めるものです。</p> <p>なお、本規程につきましては、公布日は3月24日で、同日施行となりますが、別表第1につきましては、施行日は令和2年4月1日となります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
廣川委員	<p>市議会議員選挙においても、選挙運動用ビラの頒布ができるようになったと認識いたしましたが、今まではどうでしたか。</p>
局 長	<p>今まで、選挙運動用ビラの頒布について、市長選挙に限定して明記していましたが、その文言を削除することにより、市長選挙のみでなく、市議会議員選挙でも選挙運動用ビラの頒布に対応できるようになりました。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号「八千代市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程の制定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>次に、議案第3号「八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程の制定について」八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を、次のように制定する。</p> <p>令和2年3月23日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>令和2年第2回選挙管理委員会において、「八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ることについて」のご承認をいただきました。</p> <p>令和2年八千代市議会第1回定例会に、本件が上程され、先日3月19日、条例の一部を改正する条例の制定が可決されました。</p> <p>このことから、条例の一部改正に併せて、関係する本規程の一部を改正するものです。</p> <p>新旧対照表の4ページから8ページを併せてご覧ください。</p> <p>改正内容につきましては、「第2号」「第5号」「第8号」「第13号」「第16号」の様式の変更で、市議会議員選挙にも対応できるよう、改めるものです。</p> <p>併せて、第2号様式及び第5号様式中、ひらがなで「あて」先となっているものを、漢字の「宛」先に改めるものです。</p> <p>また、様式第13号の下段に明記されている、公費負担の対象となるビラの枚数「16,000」枚を、市議会議員選挙にも対応できるよう改めるものです。</p> <p>本規程につきましては、公布の日は条例の一部改正と同日の令和2年3月24日で、施行日も同日となります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第3号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第3号「八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程の制定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第4号「八千代市選挙管理委員会表彰規程の制定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「八千代市選挙管理委員会表彰規程の制定について」八千代市選挙管理委員会表彰規程を、次のように制定する。 令和2年3月23日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>本議案につきまして、選挙に関して顕著な功績をあげ、他の模範となる団体又は個人を表彰することにより、表彰された者等の意識をさらに高揚させると共に、選挙が公正かつ適正に行われ、有権者の意思が正しく政治に反映していくよう、意識の向上を図っていくため、制定したいとするものです。</p> <p>主な内容といたしましては、第2条の「表彰」は、表彰の対象について定めており、「委員会が管理執行する選挙事務に従事し、又はこれに協力して功労のあったもの」「委員会が行う選挙に関する普及啓発の事業を積極的に推進し、又はこれに協力して多大な成果を収めたもの」としております。</p> <p>第3条は、「欠格事由」について定めており、「禁固以上の刑に処せられた者であるとき」「公民権の停止処分を受けている者であるとき」「その他表彰することが適当でないとき」としております。</p> <p>第4条は、「表彰の方法」について定めており、「表彰は、表彰状又は感謝状に記念品を添えて行う」ことや、「表彰を受けることとなった者が、表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状又は感謝状に記念品を添えて、その遺族に贈る」としております。</p> <p>第5条は「表彰の取消し」について定めており、表彰を受けたものが、犯罪等の行為により、著しくその名誉を失ったと認められるときは、表彰を取り消すことができるとしております。</p> <p>第6条は、「委任」について定めており、規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定めるとしております。</p> <p>附則につきましては、新旧対照表の9ページを併せてご覧ください。</p> <p>附則第1項で、施行日は令和2年4月1日としております。なお、公布日は他の規程と同じく、令和2年3月24日となります。</p> <p>また、附則第2項において、「八千代市選挙管理委員会規程」の一部改正について定めており、同規程第15条「事務」の第9号に「選挙事務の功労者の表彰に関すること」を、別表第1の「長期」の項にて、第7号へ「選挙事務の功労者の表彰に関する文書」を追加することとしております。</p> <p>なお、運用上の具体的事項等につきましては、後程ご審議いた</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>きます，議案第 6 号の「八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領」において定めることとなります。</p> <p>以上，ご審議の程，お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより，議案第 4 号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
廣川委員	<p>3 条 3 号「その他表彰することが適当でないとき」と認められるときの際は，どのような対応を考えていますか。</p>
局 長	<p>そのようなケースが発生した際は，委員会に諮り協議していきたいと考えております。</p>
周郷委員長	<p>これより，議案第 4 号「八千代市選挙管理委員会表彰規程の制定について」採決いたします。</p> <p>本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって，本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に，議案第 5 号「八千代市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第 5 号「八千代市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について」八千代市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を，次のように制定する。</p> <p>令和 2 年 3 月 2 3 日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下，内容についてご説明いたします。</p> <p>新旧対照表の 1 0 ページから 1 1 ページを併せてご覧ください。</p> <p>まず，第 1 3 条につきましては，災害時や，今回の新型コロナウイルスのような感染症拡大時等に，会議の開催が規制される場合も想定し，委員長の専決処分に係る規定を改正するものです。</p> <p>第 1 5 条につきましては，「事務」に「国民投票について」を追加するものです。</p> <p>別表第 1 につきましては，平成 2 6 年に執行した農業委員会委員選挙に関する文書の保存期間が今年度末で終了するため，「農業委員会委員選挙に関する文書」の保存期間の規定を削除するものです。</p> <p>また，文書の管理につきましては，「八千代市文書管理規則の例による」と規定しており，文書管理規則が長期保存を 3 0 年保存に改正しているため，同様に文書保存期間を改正するものです。</p> <p>公布日は他の規程と同じく，令和 2 年 3 月 2 4 日で，施行日は令</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>和2年4月1日となります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第5号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
廣川委員	<p>現在、新型コロナウイルスの影響が大きい状況ですが、八千代市内や八千代市役所内部で感染者が発生し、委員会を開催することができないようなとき、委員長の専決で決定していくということでしょうか。</p>
局 長	<p>重要事項の決定は委員会に諮る必要がございますが、現在、新型コロナウイルスの今後の状況がなんとも言えないため、今後もこのような事態が生じた際、専決事項につきまして規程を定めておくことで、事務等が滞りなくスムーズに進むと考えております。</p>
次 長	<p>本来、委員会で議決する事項が、どうしても委員会を開くことができないような状況のとき、委員長の判断で決定することとなりますが、形式は専決になる場合でも、時間等の兼ね合いのなかで、可能な限り他の委員の皆様にも了承を得てまいりたいと考えております。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第5号「八千代市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第6号「八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領の制定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第6号「八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領の制定について」八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領を、次のように制定する。 令和2年3月23日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>本議案につきましては、先ほどご審議いただき可決されました議案第4号「八千代市選挙管理委員会表彰規程」の取扱いについて、運用上の具体的事項を定めるものとなっております。 主な内容といたしましては、第2条において「表彰の範囲」について定めており、対象を八千代市選挙管理委員、八千代市職員等を</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>除く、個人又は団体とし、規程第2条第1号は、「八千代市選挙管理委員会が管理執行する選挙において、投票管理者等としての職務を10回以上の選挙で行った者」「八千代市選挙管理委員会が管理執行する選挙において、投票所の提供等の協力を5年以上行った者又は団体」、規程第2条第2号は、「八千代市明るい選挙推進協議会委員として10年以上在職した者で、かつ、同協議会の活動等において10回以上参加した者」「市の選挙啓発活動等において、場所の提供等の協力を5年以上行った者又は団体」としております。</p> <p>第3条は「期間の計算」について定めており、基準日を当該表彰年度の4月1日とすること、期間を月単位で計算し、1月に満たない月は1月とすること、中断があった場合でもその前後の期間を通算することとしております。</p> <p>第4条は「該当項目の選択」について定めており、同時に2つの号に該当する場合は、いずれかの項目で表彰することとしております。</p> <p>第5条は「異なる項目による表彰」について定めており、表彰後5年経過した後、既に表彰を受けたものと異なる号に該当した場合、被表彰者とする事ができるとしております。</p> <p>第6条は「その他」について定めており、この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員会で協議するとしております。</p> <p>附則第1項は、施行日を令和2年4月1日としております。</p> <p>附則第2項は、「経過措置」について定めており、原則、回数や期間の起算は施行日の令和2年4月1日からとなりますが、施行日以降も在職等するものについては、施行日前の在職等の回数や期間も通算することができるとしております。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第6号について質疑を行います。質疑ございませんか。
内山委員	2条の「表彰の範囲」の回数や年数につきまして、根拠になる考え方などはありますか。
次 長	<p>「八千代市選挙管理委員会が管理執行する選挙における、投票管理者、投票立会人等の職務10回以上」につきましては、最も長い参議院議員の任期である6年間でベースに考えております。</p> <p>市長選挙や知事選挙等の地方選挙は1年度で1回、参議院議員選挙は3年に1回、衆議院議員選挙は、2～3年に1回のペースで選挙がございますので、6年間で約10回のペースの周期で選挙を管理執行しております。</p> <p>「投票所の提供等の協力5年以上」につきましては、期日前投票所となる商業施設が主となりますが、現在、場所の提供だけでなく、店内掲示等にもご協力いただき、また期日前投票者数の増からも成果をあげていると考えることから、他よりも早期に表彰できるように設定しました。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>「選挙啓発活動等における場所の提供等の協力」につきましては、今年度は選挙啓発ポスター・標語を市役所庁舎，教育委員会庁舎で展示をいたしました。今後は商業施設等での展示も実施していく予定で、その際、場所の提供等の協力をしていただいた商業施設等の表彰を考えております。</p>
局 長	<p>明るい選挙推進協議会委員としての選挙啓発活動を悪天候の日などにも実施してくださった方，長時間の投票立会人の職務に協力してくださった方を表彰させていただき励みになることで、今後にもつながり、良い方向に向かうのではと考えております。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案6号「八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領の制定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。 この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p>
	<p>《事務局から》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務常任委員会の報告について ・予算審査特別委員会の報告について ・次回の委員会開催予定について
	<p>《周郷委員長から》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生立会人について ・派遣従事者との個人情報保護の契約等について ・投票用紙リサイクルについて
周郷委員長	<p>これをもちまして、令和2年第4回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。</p>